

中之条町告示第5号

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を
定めたため、第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和7年2月10日

中之条町長 外丸茂樹



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
R6-四万 殿界戸-01	中之条町大字四万 字殿界戸 59	88-1 林班 38 小班	山林	0.05	

2 縦覧場所 中之条町役場農林課課
中之条町公式ホームページ

3 本公告により、中之条町に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定
される。

4 当該経営管理権集積計画は、森林経営管理法第28条第3項の規定により、所有者不明森
林に係る同意みなしにより定められた計画であることから、不明者として同意みなしとさ
れた者は、次に掲げる場合において、中之条町に計画の取消しを申し出ることができる。

- (1) 経営管理実施権配分計画が定められていない場合であって、公告があった日から起算
して5年を経過したとき。
- (2) 経営管理実施権配分計画が定められている場合であっても、
 - ① 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者の同意を得ているとき。
 - ② 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、かつ経営管理実施権の
設定を受けた民間事業者に通常生ずべき損失の補償をしたとき。

以上